

令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金〔Ⅲ〕GX設備単位型〕

GX要件に係るよくあるご質問（メーカー向け）

No.	質問	回答
1	CO2排出量が20万t以上というのはScope1, 2の合算値でしょうか。	原則、Scope1, 2の合算値をもってご判断ください。なお、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度により報告をおこなっている場合は、当該報告におけるCO2排出量をもとにご判断ください。
2	CO2排出量が20万t未満ではありますが、CO2排出量が10万t以上あるため、GXリーグに参画予定となっています。そのため、GXリーグの要件と類似している「CO2排出量が20万t以上の民間企業」の要件を満たす形でGX表明書を提出して良いでしょうか。	CO2排出量が20万t未満の場合、GX表明書では「CO2排出量が20万t未満の民間企業又は中小企業」を選択いただき、「温室効果排出削減のための他の取組」欄にGXリーグに参画予定である旨を記載してください。
3	親会社が代表してグループ全体を取りまとめて（組織境界）GXリーグに参画している（もしくは次期GXリーグに参画予定の）場合、GX表明書の「排出量及び企業体」ではグループ全体のCO2排出量で判断するか、又は自社のCO2排出量のみを考慮して、20万t以上か否か判断すべきでしょうか。	自社のCO2排出量を基に「20万以上」か「20万t未満」が判断してください。 なお、20万t未満の企業の要件である「温室効果排出削減のための他の取組」において、親会社がグループ全体として参画している（参画予定の）GXリーグの組織境界に自社が含まれる旨を記載いただいても問題ありません。
4	SIIへ提出・報告した内容（進捗状況、販売数、市場占有率、投資額等）は、どの程度公表されるのでしょうか。	個別の企業が特定される形で公表されることはありません。 型番登録要領P.16「5. 指定設備型番登録における提供先及び提供情報について」に沿い、適切に取り扱います。
5	GX表明書に基づいた取組や計画を提出した後、進捗が計画通りに進まなかった場合、何らかのペナルティ（罰則や資格停止など）は課されるのでしょうか。	現時点では明確なペナルティは想定していません。 進捗が計画通りに進んでいないことが判明した場合は、国またはSIIの指示に従って対応していただくことがあります。
6	GX表明書を提出していたメーカーがGX表明書の審査の過程で認められない、またはGX表明を取りやめた場合、補助金申請自体ができなくなるのでしょうか。あるいは、「メーカー強化枠」から「従来枠」へスライドされる等の救済措置はありますか。	（Ⅲ）設備単位型「従来枠」はメーカーのGX表明を必要としない制度であるため、「従来枠」での申請は認められます。 ただし、補助事業の審査期間中、メーカーに左記の事情が生じた場合は、その事象の発生した時期を考慮して個別の対応となります。
7	海外メーカーの子会社(代理店含む)です。GX表明書を提出して認められますか。	海外メーカーの子会社(代理店)の場合でも、当該法人の排出量によって、取組の実施について表明していただくことは可能です。（海外展開に向けた取組計画は必ずしも記載いただく必要はありません。）